

# 令和6年度未来応援ネットワーク事業による支援について

## 1. 事業の内容

「こどもの未来応援基金」を通じて、草の根で支援活動を行うNPO法人等に支援金の交付を行うことで、運営基盤の強化・掘り起こしを行うとともに、新たな社会課題や支援ニーズに対応するため、社会全体でこどもの貧困対策を進める環境を整備することを目的に、NPO法人等への支援金の交付を行う。

## 2. 対象団体

- ① NPO法人（特定非営利活動法人）
- ② 公益法人（公益社団法人又は公益財団法人）
- ③ 一般法人（一般社団法人又は一般財団法人）
- ④ 社会福祉法人
- ⑤ 医療法人
- ⑥ その他ボランティア団体や町内会など、非営利かつ公益に資する活動を行う任意団体等（次の要件を満たすこと）
  - ・ 理事（団体の代表者を含む）を2人以上置いていること（理事が1人の場合は、理事に事故があるとき又は理事が欠けたときにその職務を代行する者を定めておくこと）

## 3. 募集期間

令和5年8月10日（木）～9月19日（火）

# 基金による支援対象事業等について

対象事業	期待する効果の例	審査の視点	支援対象経費等
ア. 様々な学びの支援	進学率の向上や退学率の低減等	<b>①計画性</b> 目的に沿った目標の達成に向けた計画が立てられているか  <b>②連携</b> 地域における多様な関係者と連携する工夫があるか（事業Aは連携の効果も加味）  <b>③広報</b> 積極的な広報、情報発信の工夫があるか（事業Aは戦略的な広報であるかも加味）  <b>④継続性</b> 基金による支援後の見通しがあるか	<b>事業 A</b>  新規又は拡充事業について活動を支援し、団体の運営基盤の強化を図る事業。  支援額：上限300万円 支援回数：3回まで ※次回以降、B事業への申請は不可  <b>事業 B（少額支援枠）</b>  小規模での活動を行う団体に対する支援として、以下の種類の支援枠を選択。  支援額：30万円 or 100万円 支援回数：3回まで ※次回以降事業Aに移行する場合は両事業を合わせて3回まで  ※事業費が少額の団体に対する支援の強化の観点から、これまで基金による支援を受けたことがなく（第4回以降の未来応援ネットワーク事業における事業Bによる支援を除く）、設立後5年以内又は新規事業・実施後間もない事業（事業開始から2年以内）を行う団体に限る
イ. 居場所の提供・相談支援	社会的孤立の解消等		
ウ. 衣食住など生活の支援	栄養ある食事の確保や正しい生活習慣の習得等		
エ. 児童又はその保護者の就労の支援	就労率の向上や安定した収入の確保等		
オ. 児童養護施設等の退所者等や里親・特別養子縁組に関する支援	児童養護施設退所者の生活基盤の確立、里親委託率の向上等		
カ. 新たな社会課題や支援ニーズに対応した事業（若年妊婦支援、ヤングケアラー支援、若者支援など）	若年妊婦、ヤングケアラー、若年など、様々な対象者への支援の拡充		
※キ. その他、貧困の連鎖の解消につながる事業や、こどもの貧困の背景に存在する様々な社会的要因の解消にも資する事業も対象事業となる。			